

森合幼稚園建て替え・  
もりあい認定こども園（仮称）整備  
基本計画

～『こどもファースト』を実現し、

「子育てするなら福島市」と称されるまちへ～

令和5年（2023年）6月  
福島市

## 目 次

1	基本計画の策定にあたって	2
1-1	計画策定の目的	2
1-2	計画の位置づけ	2
2	対応方針の整理	2
2-1	森合幼稚園の現状	2
2-2	市立幼児教育・保育施設の今後の方向性	3
2-3	対応方針	4
3	整備予定地について	6
3-1	森合運動公園内への移転	6
3-2	整備予定地の概要	8
3-3	敷地設定	10
4	もりあい認定こども園（仮称）の整備理念と方針	12
4-1	もりあい認定こども園（仮称）の整備理念	12
4-2	整備方針	13
5	施設規模・諸元の設定	15
5-1	施設規模の設定	15
5-2	施設諸元	15
6	建築計画等の検討	23
6-1	施設整備計画	23
6-2	施設動線計画	27
7	整備手法、事業スケジュール	28
	【参考資料】	29

## 1 基本計画の策定にあたって

### 1-1 計画策定の目的

本市では、幼児教育・保育を取り巻く諸課題に対応するため、「福島市市立幼児教育・保育施設のあり方指針」（以下、「あり方指針」。参考資料として添付）を策定し、本市全体の幼児教育・保育の望ましい姿を見据えた市立幼児教育・保育施設の再編を進めることとしています。

その中でも森合幼稚園については、耐震性能が不足し早急な対応が必要な状況にあり、「あり方指針」において、早急な対応方針の決定と対策実施の必要性を示しています。

これを受け、対応方針を整理するとともに、今後実施する対策の基本方針等を定めるため、本計画を策定するものです。

### 1-2 計画の位置づけ

本計画は「あり方指針」のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」をはじめとした関係法令を踏まえるとともに、「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」「子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画2020)」等の上位計画との整合性を図り策定します。

本計画は、森合幼稚園の建替え並びに新たな認定こども園整備に係る基本方針であり、今後の設計業務等の指針となるものです。

## 2 対応方針の整理

### 2-1 森合幼稚園の現状

森合幼稚園は昭和47年4月に設置され、当初は5歳児のみを受け入れていましたが、平成16年4月以降、市立幼稚園再編成により4歳児・5歳児の2年保育となりました。現在は、4・5歳児とも各1学級・定員30人、定員総数60人ですが、就学前児童人口の減少等により園児数の減少が続き、令和5年5月1日現在の園児数は28人（4歳児11人、5歳児17人）となっています。

また、設置以来使用している園舎は築年数50年を越して老朽化が進んでおり、耐震診断の結果、耐震性能不足と判定されています。

施設名	所在地	主構造	階数	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
森合幼稚園	森合字谷地3-2	鉄骨造	1	482	2,181

## 2-2 市立幼児教育・保育施設の今後の方向性

「あり方指針」では、本市が子育てと教育で選ばれるまち「子育てするなら福島市」と称されるまちとなるために、『本市の幼児教育・保育が目指すこと』並びに『これからの市立幼児教育・保育施設の役割』を整理した上で、市立幼児教育・保育施設の今後の運営等の方向性について、次のとおりとしています。

森合幼稚園に係る対応方針の整理に当たっては、これらの方向性に沿ったものとする必要があります。

※『本市の幼児教育・保育が目指すこと』等「あり方指針」の詳細については、参考資料をご参照ください。

### 1 拠点施設の配置

- ・ 拠点となる幼保連携型認定こども園を各区域に配置。
- ・ 拠点施設では、医療的ケア児保育、休日保育、病児保育等の実施を検討する。

### 2 施設の集約・統廃合と民間活力の導入

- ・ 老朽化対策とコスト低減のため、施設の集約等を検討。
- ・ 地域の幼児教育・保育需要が継続的に見込まれる場合は、民間活力の積極活用の観点から、受け皿の民間移行を検討する。
- ・ 民間活力の活用が困難と見込まれる地域については、市立施設が「セーフティネット」として受け皿を確保する。

### 3 当面の需要を見込む施設の継続と定員管理の検討

- ・ 民間活力の導入に適さないものの、当面高い保育需要が続くと見込まれる施設は、運営を継続する。ただし、定員管理のため、必要に応じて柔軟に、運営縮小や統廃合を検討する。
- ・ 市立幼稚園は、適正な集団規模の確保を図るなど、施設の適正配置に努める。さらに、実施可能な施設に限り、保護者ニーズに応えるため3年保育の実施を検討する。

### 4 施設整備等の対応の検討

- ・ 耐震性の不足する森合幼稚園は、早急に対策を講じる。
- ・ 現園舎を引き続き使用する場合は、老朽化・劣化度の把握を進めながら、使用を継続するために必要な対応を検討する。

【あり方指針概要版より】

## 2-3 対応方針

### (1) 検討すべきポイント

対応方針を整理するに当たり、検討・考慮すべきポイントが3つ挙げられます。

#### ① 幼児教育・保育の質の向上と、多様な保育ニーズへの対応を早期に図る必要性

「あり方指針」で示したとおり、本市全体で幼児教育・保育の質向上とインクルーシブ教育・保育の推進を図ることが重要であり、そのためには市立施設が、地域の幼児教育・保育施設等のネットワークを構築し、研修・支援を行う『拠点施設』の役割を早期に担う必要があります。

さらに、休日保育や病児保育等の多様な保育ニーズへの対応も喫緊の課題です。

一方、市立施設は老朽化が進行し、かつ狭あいな施設が大部分を占め、『拠点施設』の役割を担える施設がほとんどないのが現状です。

また、森合幼稚園は清水地区の南端に位置し、中央西地区に接しているほか、吾妻地区等にも近いエリアに立地しています。地理的な条件から、当該エリアは周辺地域の『拠点施設』を配置するのに適していると考えられます。

#### ② 森合幼稚園が立地する地域の幼児教育・保育需要の見通し

先に述べたように、森合幼稚園は清水地区の南端に位置し、中央西地区に接しているほか、吾妻地区（野田）等にも近接したエリアに立地しています。これらの地区はいずれも、広い範囲が市街化区域や国勢調査上の人口集中地区となっています。

清水地区や中央西地区、吾妻地区等の森合幼稚園周辺を1つの地域として広く捉えて見ると、希望する施設に入所できていない潜在的待機児童が発生している地域であり、その解消に取り組む必要があります。

また、本市の将来的な保育需要は、「あり方指針」で示したとおり、長期的には緩やかに減少傾向となるものの、引き続き相当程度の保育の受け皿が必要なものと見込んでいます。先に示した人口集中の状況等から見て、森合幼稚園周辺地域についても同様に、幼児教育・保育需要が継続的に見込まれると考えられます。

その一方で、「2-1 森合幼稚園の現状」で示したとおり、森合幼稚園の園児数は減少傾向が続いており、幼稚園として運営を継続した場合には、将来的に適正な集団規模の確保に課題を生じるものと推測されます。

### ③ 耐震性確保のための対応の検討

耐震性を確保するための対応としては、施設の耐震補強工事と建替えの2つが想定されます。

このうち耐震補強を行う場合については、耐震診断の際に併せて専門家が実施した耐震補強方法の検討において、施設の全面的かつ大掛かりな補強・改修が必要とされており、非常に多額の費用が掛かることが想定されます。

仮に多額の費用を掛けて耐震補強を行ったとしても、築50年を過ぎた老朽建築物であり、使用継続に必要な保全費用が多額になると見込まれるほか、延床面積500㎡弱規模で調理室等もないため、必要性が見込まれる保育需要等への対応も困難であることから、耐震補強を行って使用を継続することは合理的ではないと考えられます。

#### (2) 対応方針

(1) において行った検討を踏まえ、対応方針を以下のとおりとします。

- 市内全体の幼児教育・保育の質向上を図るための取り組みや、多様な保育ニーズへの対応等を早急に進めるため、森合幼稚園を建て替える。
- 建て替えにより整備する施設は、幼児教育・保育を一体的に提供する市立の幼保連携型認定こども園とし、今後策定する市立幼児教育・保育施設の再編配置計画において、周辺地域の「拠点施設」に位置付ける。
- 新規整備する認定こども園は、潜在的待機児童の解消を図るとともに、継続的に見込まれる幼児教育・保育需要に対応するため、適切な教育・保育定員を設定する。

### 3 整備予定地について

#### 3-1 森合運動公園内への移転

現在の森合幼稚園敷地は、市道野田・森合線沿い、市立森合小学校の向かい側にあり、森合運動公園の正面入り口・駐車場に隣接しています。

現在の敷地は、森合小学校が目の前にあり、小学校と非常に連携しやすい環境にあるほか、森合運動公園・ふたつやま公園が近くにあり、質の高い幼児教育・保育を行うための活動環境にも非常に恵まれています。このことから、継続する幼児教育・保育需要に対応するとともに、質の高い幼児教育・保育を展開する認定こども園の立地として、非常に適しています。

一方で現在の敷地への建て替えについては、敷地の広さ・形状の課題があります。

森合幼稚園を運営しながら建て替えを行うため、仮園舎等を建築して園の運営と整備工事を並行して行う必要がありますが、現在の敷地では非常に困難と言わざるを得ません。また、拠点施設機能並びに幼児教育・保育の受け皿機能を有し、質の高い幼児教育・保育を展開する認定こども園を整備するためには、敷地の拡張を図る必要がありますが、森合市民プールや市庭球場の正面に位置していることや、現在の敷地の南側には祓川系の雨水を流す暗渠等の各種配管・構造物等があること等の理由から、拡張も困難な状況です。

さらに、現在の敷地の周辺エリアは宅地等での土地利用が非常に進んでおり、認定こども園を新たに整備するのに適した土地の確保は困難であるほか、用地を取得する場合、その土地取得費用は多額になるものと考えられます。

先述したエリアとしての好適性と、現在の敷地での建て替えの困難さ、新たな土地取得の課題等を踏まえて検討を行い、森合運動公園内南側の「利用者駐車場」ならびにそのすぐ北にある「憩いの広場」を、認定こども園の整備予定地とすることとしました。

《周辺航空写真》





### 3-2 整備予定地の概要

整備予定地は、森合運動公園内で、森合市民プールの南側に位置しており、現在は「利用者駐車場」と「憩いの広場」として利用されています。

当該予定地は現在、都市公園の区域の一部となっておりますが、都市公園法等の規定に基づき、公園の一部占用により幼保連携型こども園を設置します。

これは、都市公園法において、待機児童解消による多様な人材の社会参加を支える環境整備や、子育て世帯等の公園利用促進に伴う都市公園の活用促進の趣旨から、幼保連携型認定こども園を含む『保育所その他の社会福祉施設』が都市公園の一部を占用することが認められている規定に基づいて設置するものです。

当該予定地の東側には、多目的広場があります。教育・保育活動においてその活用を図ることで、子どもたちの健康な心と体や、自然・生命を大切にする気持ち、豊かな感性などを育み、質の高い幼児教育・保育の展開を図ってまいります。

なお、整備予定地の周辺は住宅地であることから、整備に当たっては、周辺住民の方々の生活環境に十分配慮するとともに、運動公園の利用者がともに利用しやすいよう、調整・共存を図る必要があります。

#### 【整備予定地の概要】

項目	内容
所在地	福島市野田町地内
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火・準防火地域	指定なし（建築基準法第22条区域）
日影規制	4時間（5m～10m）、2.5時間（10m～）
立地適正化計画区域	居住推奨区域

《整備予定地、多目的広場 現況写真》

【写真1】

整備予定地を、南側市道から北向きに撮影したものです。



【写真2】

多目的広場を、整備予定地から東向きに撮影したものです。

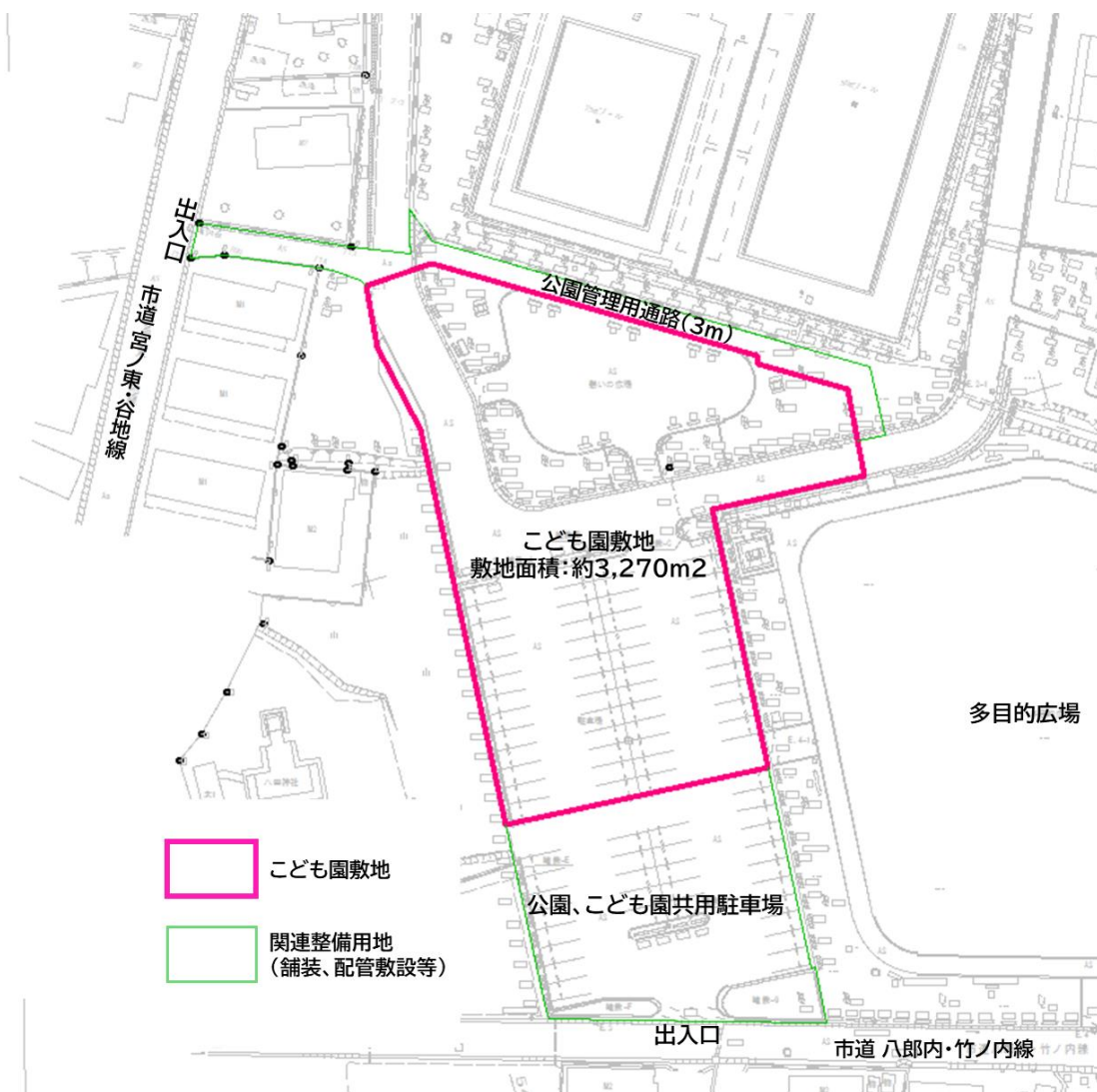


### 3-3 敷地設定

こども園整備に伴う周辺への影響を考慮し、整備予定地の北側に認定こども園の敷地を確保し、南側に公園と共用の駐車場を確保します。こども園整備に伴い減少する駐車場は、現森合幼稚園を解体し整備する予定です。

#### 《敷地面積》

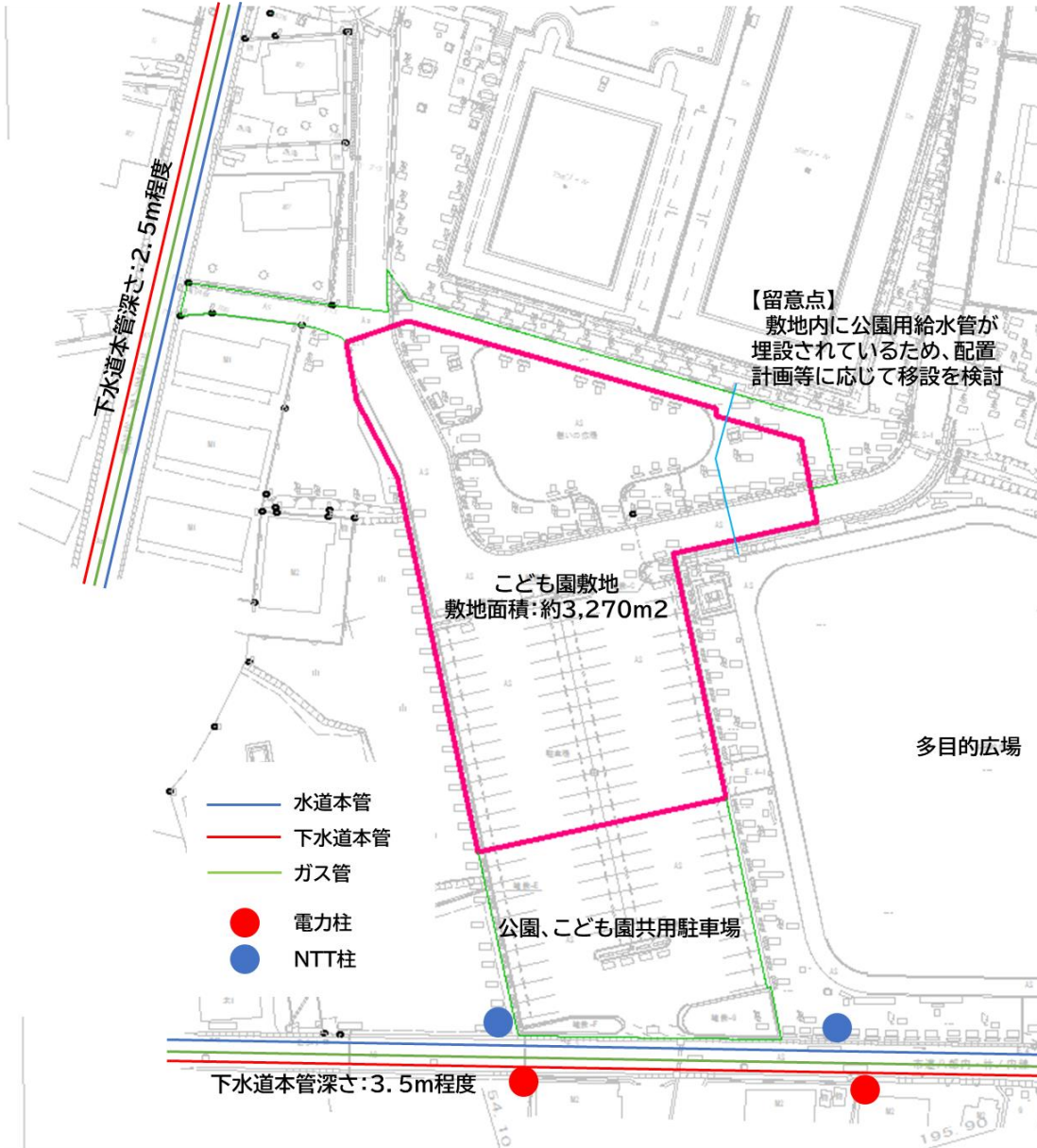
- こども園敷地面積 約3,270m<sup>2</sup>
- 関連整備用地敷地面積 約1,630m<sup>2</sup>



※詳細な境界線位置については今後実施する測量業務にて確定します。

《参考》周辺インフラ設備

認定こども園敷地周辺のインフラ設備の敷設状況を下記に示します。



## 4 もりあい認定こども園（仮称）の整備理念と方針

本市では、「福島市子どものえがお条例」を令和3年に制定し、子どもたちが「福島市に育ってよかった」と誇りを持ち、子育てと教育で選ばれるまち「子育てするなら福島市」と称されるまちとなるよう、まちづくりを進めています。

こどもファーストを実現した「こどものえがおあふれる社会」を目指し、「もりあい認定こども園（仮称）」の整備理念等を次のとおりとします。

### 4-1 もりあい認定こども園（仮称）の整備理念

#### （1）子どもの「生きる力」の基礎を培う施設

新たに整備する認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で示された内容を踏まえ、子どもが自ら伸びていく無限の可能性を持つことを尊重し、幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、心身の調和のとれた発達を促し、この時期に身につけるべき資質・能力を育み、子どもの「生きる力」の基礎を培っていきけるよう応答的に関わっていくことが重要です。

本市では、保育のあるべき姿を示し、さらなる保育の質の向上を目指していくために、令和5年3月に「福島市保育の質ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定しました。

その中では、本市の目指す子ども像ならびに保育の基本理念を次のとおり示しています。

#### 【福島市の目指す子ども】

命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、互いに助け合う子ども

～「福島市子どものえがお条例」より～

#### 【保育の基本理念】

- \*子どもを一人の人間として尊重する
- \*自己肯定感を育む
- \*社会で生活する能力を育む
- \*一人一人の個性や可能性を伸ばす環境を整える

「もりあい認定こども園（仮称）」では、ガイドラインを踏まえ、これらの基本理念を実現するためにふさわしい施設を整備することを目指します。

## (2) 共生社会実現のため「インクルーシブ教育・保育」の推進を図る施設

本市では、「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例」の制定（令和2年）をはじめ、障がいの有無や性別、年齢、国籍等にかかわらず誰もが安心して暮らせる共生社会実現の取り組みを推進しています。

もりあい認定こども園では、共生社会実現のため、子どもたちがみな多様性を尊重されながら、他の子どもとともにそのニーズに応じた幼児教育・保育が受けられる「インクルーシブ教育・保育」の積極的な推進を図ります。

また、本年4月に施行された「こども基本法」（令和4年法律第77号）を踏まえ、「こどもファースト」を実現するため、子どもにとって最善の利益を優先して考慮し、子どもの気持ちに寄り添いながら、一人の人間として尊重した教育・保育を行います。

### 4-2 整備方針

「あり方指針」ならびに前章までに整理した内容を踏まえ、整備方針を以下のとおりとします。

- (1) 「保育の質」が十分確保でき、子どもたちの主体的な遊びと生活を支える施設
  - ・ 保育室等は、子どもがのびのびとゆとりをもって過ごせる空間とします。  
また、ゆとりのある空間とすることで、定員弾力化や代替保育等にも対応できる施設とします。
  - ・ 子どもが主体的な活動が確保されるような空間を創出します。
  - ・ 一人一人の子どもの生活や、発達過程を適切に援助することができる空間を創出します。
  - ・ 遊びや食事、睡眠などの活動の空間を緩やかに分け、それぞれゆとりある活動ができる空間とします。
- (2) インクルーシブ教育・保育の推進を図りやすい施設
  - ・ 「インクルーシブ教育・保育」の推進を図りやすい空間を創出します。
  - ・ 医療的ケアが日常的に必要な子どもに対しても、安全性を確保しつつ他の子どもとともに幼児教育・保育を提供できる施設とします。
  - ・ 保護者等含め、多様な利用者に対応できるようユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- (3) 私立も含めた地域の幼児教育・保育施設等のネットワーク構築・相互交流推進と研修・支援、地域の子育て支援を担う施設
  - ・ 地域の幼児教育・保育施設等の、相互の保育見学・交流や、階層別の交流会・情報交換等を積極的に推進する拠点機能を設置します。  
また、市立施設が培ってきた経験・知見を生かし、地域の幼児教育・保育施設に対する合同研修や相談等の支援機能、ならびに小学校等関係機関や地域等との連携推進機能を有する施設とします。
  - ・ 地域の子育て支援の拠点として、未就学児を持つ子育て家庭向けの活動や、保護者への相談対応等を行うことができる施設とします。

- (4) 多様な保育の提供を担う施設
- ・ 休日保育や病児・病後児保育、一時預かり保育といった多様な保育を提供するための機能を整えます。
  - ・ 多様な保育と、通常保育の運営との合理的・効率的な区分・連携が図れる施設とします。
- (5) 安全・安心で、保育教諭等職員が働きやすい施設
- ・ 地域に開かれつつも、しっかりとした防犯対策を講じられる施設とします。
  - ・ 教育・保育に当たる保育教諭が安全・安心で子どもたちを心豊かに育む教育・保育が行えるよう、施設内の動線計画や業務環境を整えます。
- (6) 子どもが公園に育まれる施設
- ・ 公園内に整備することや、隣接する多目的広場の活用が考えられることなどを踏まえ、子どもたちの健康な心と体や、自然・生命を大切にする気持ち、豊かな感性などを育める、質の高い幼児教育・保育が展開できる施設とします。
- (7) 持続可能な社会の実現に寄与する、自然のぬくもりのある施設
- ・ 脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備の導入やスマート・エネルギーの考え方を基本とした「省エネ+創エネ」を導入し、「Nearl y ZEB」【省エネ(50%以上)+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物】以上を実現する施設とします。
  - ・ 地域産木材等を利用し、木のぬくもりを十分に感じられる施設とします。
  - ・ 上記方針等により、日常的に環境教育が実践できる施設とします。
- (8) ライフサイクルコスト低減を意識した、管理しやすい施設
- ・ 更新の容易な資材等を採用するなど、修繕や更新が容易な仕様とし、修繕・更新費用の低減を図ります。
  - ・ 費用対効果を踏まえた部材・機器等の選定等により、清掃等管理の容易性の確保、施設の長寿命化、光熱水費の縮減など、ライフサイクルコストの低減を図ります。
  - ・ 施設全体の床面積は、建設費だけでなく維持管理費にも影響を与えることから、機能の集約・複合化等による空間の有効活用を積極的に検討します。

## 5 施設規模・諸元の設定

### 5-1 施設規模の設定

#### (1) 定員数の設定

「あり方指針」に示す本市における保育需要の将来推計や、清水地区や中央西地区、吾妻地区等の整備予定地周辺の需要動向、森合幼稚園への就園状況等を踏まえ、潜在的待機児童解消の推進を図るため、新設する認定こども園の定員数を、以下のとおりとします。

#### 【もりあい認定こども園（仮称）の定員数】

（単位：人）

年齢（クラス）	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育定員	6	15	15	18	18	18	90
教育定員				7	10	13	30
合計	6	15	15	25	28	31	120

#### 【その他の定員数】

- 休日保育 …定員 15人程度
- 病児保育 …定員 2～3人程度
- 一時預かり保育…定員 20人程度

#### (2) 職員数の設定

新設する認定こども園に勤務する職員数は、45～50人程度を想定します。

なお、勤務はシフト制となるため、この人数は同時に勤務する人数ではないことに留意する必要があります。

### 5-2 施設諸元

#### (1) 必要機能・面積・整備方針等

整備にあたり必要諸室の機能や想定する面積を以下の通り設定します。なお、面積は延床面積を設定するための参考値で、詳細は設計の中で検討します。

##### ①保育室

##### ア. 必要機能・面積

- 年齢別の定員をもとに、各保育室を福島市の認可基準より広く設定します。
- クラス数については、質を確保した幼児教育・保育提供のための適正な集団・空間の規模を考慮し、設定します。
- 2階建てとする場合は、できる限り保育機能を1階に配置するとともに、保育職員が安全・安心で質の確保された教育・保育運営をスムーズに行えるよう配慮します。保育機能を2階に配置する場合でも、災害時の避難等を考慮し、1階に低年齢児（3歳児以下）の保育機能を配置するよう検討します。



- 2階建てとする場合は、2階に配置するクラスについては、子どもが屋外に対する興味・関心を高めやすい環境で、外階段などスムーズに屋外活動に移れる動線となるよう配慮します。
- クラスが複数ある年齢では、相互のクラスが行き来・交流しやすいような空間を設定します。

必要機能	定員			クラス数	想定壁芯面積	想定面積 ※	認可(最低)基準 ※
	保育	教育	合計				
0歳児保育	6		6	1	40 m <sup>2</sup> 程度	29.59 m <sup>2</sup>	19.80 m <sup>2</sup>
1歳児保育	15		15	2	80 m <sup>2</sup> 程度	73.98 m <sup>2</sup>	49.50 m <sup>2</sup>
2歳児保育	15		15	2	50 m <sup>2</sup> 程度	43.74 m <sup>2</sup>	29.70 m <sup>2</sup>
3歳児保育	18	7	25	2	80 m <sup>2</sup> 程度	72.90 m <sup>2</sup>	49.50 m <sup>2</sup>
4歳児保育	18	10	28	2	90 m <sup>2</sup> 程度	81.65 m <sup>2</sup>	55.44 m <sup>2</sup>
5歳児保育	18	13	31	2	100 m <sup>2</sup> 程度	90.40 m <sup>2</sup>	61.38 m <sup>2</sup>
合計	90	30	120	11	440 m <sup>2</sup> 程度	392.26 m <sup>2</sup>	265.32 m <sup>2</sup>

※ 面積は壁内法で計測した有効面積から固定備品等を除いたもの

## イ. 整備方針

### ≪0歳児保育≫

- 健康と安全の確保が十分図れる環境としながら、発達の幅が広い年齢であることから、一人一人の発育段階や興味・関心に合わせて十分に体を動かせる空間を確保します。
- 低年齢の段階から、光や風など屋外の環境を自然に感じられるよう配慮します。
- 保護者は子どもを送迎する際、併せて着替えなど様々な荷物の運び入れ等を行います。設計に当たっては、保護者の負担軽減並びに保育運営の観点（年齢の特性及び発育段階、職員の働きやすさ等）に配慮します。
- 乳児用のミルクを調乳するため、調乳室を設けます。
- 乳児の沐浴のため、衛生面・安全面に配慮した沐浴設備を設けます。

### ≪1・2歳児保育≫

- 一人一人の発育・発達の段階に沿って、健康と安全が十分確保できる環境としながら、活動しやすい空間とします。
- 活発な探索活動等、好奇心を発揮した能動的な活動を促しやすく、発育・発達の段階に合わせた活動ができる空間とします。

- 活動範囲の拡大に合わせて、子どもが屋外や保育室以外の空間でスムーズに活動を展開できるよう考慮します。
- 保護者は子どもを送迎する際、併せて着替えなど様々な荷物の運び入れ等を行います。設計に当たっては、保護者の負担軽減並びに保育運営の観点（年齢の特性及び発達段階、職員の働きやすさ等）に配慮します。

#### 《3～5歳児保育》

- 養護の行き届いた環境が構成できる空間とします。
- 一人一人の発育・発達に沿って、睡眠・休息等の生活行為とともに、軽い運動や遊戯、造形、制作等の活動ができる空間とします。
- 安全確保を第一に、発育の段階に合わせた活動ができる空間とします。
- 生活に必要な活動の自立など、自立心の育成が促されるよう配慮するとともに、屋外等へ興味・関心が自然に向き、屋外等保育室以外の活動にスムーズにつながるような空間とします。
- 保護者は子どもを送迎する際、併せて着替えなど様々な荷物の運び入れ等を行います。設計に当たっては、保護者の負担軽減並びに保育運営の観点（年齢の特性及び発達段階、職員の働きやすさ等）に配慮します。

### ②子ども用諸室

#### ア. 必要機能・面積

必要機能	想定面積
遊戯、発表会等のためのスペース	200 m <sup>2</sup> 程度
ランチルーム等、食育活動のためのスペース	80 m <sup>2</sup> 程度
子ども用便所	90 m <sup>2</sup> 程度
合計	370 m <sup>2</sup> 程度

#### イ. 整備方針

##### 《遊戯、発表会等のためのスペース》

- 屋内遊戯や異年齢交流活動、入園式や卒園式などの行事が行える空間とします。
- 施設全体のコンパクト化に配慮するため、大きな行事等の際には他機能スペース（子育て支援機能スペース等）と一体で利用できるよう工夫した配置とします。

##### 《ランチルーム等、食育活動のためのスペース》

- 主に3～5歳児が、昼食・おやつ等を取ったり、食育活動を行ったりする空間を確保します。

- 休日保育での利用や、昼食・おやつ等食事利用時以外はあそびの場として利用するなど多機能な空間とします。

《子ども用便所》

- 年齢ごとの子どもの発達段階、食事などの生活行為等との繋がり等に細やかに配慮し、配置や仕様を工夫するほか、年齢に応じた必要な設えができる空間とします。
- 多様な利用者に対応できるよう、ユニバーサルデザインに配慮します。

③その他諸室

ア. 必要機能・面積

必要機能	想定面積
事務室	40 m <sup>2</sup> 程度
相談室	15 m <sup>2</sup> 程度
子育て支援機能	70 m <sup>2</sup> 程度
洗濯室	10 m <sup>2</sup> 程度
休憩室・作業室	20 m <sup>2</sup> 程度
教材室	15 m <sup>2</sup> 程度
保健室	15 m <sup>2</sup> 程度
病児保育室	45 m <sup>2</sup> 程度
調理室関連（配膳、検収、事務等）	90 m <sup>2</sup> 程度
合計	320 m <sup>2</sup> 程度

イ. 整備方針

《事務室》

- 15名程度のデスクワークを必要とする職員が円滑に事務処理を行える事務室とします。
- 外部の視認性や施設内との連携に配慮して配置します。

《相談室》

- 6名程度が打ち合わせを実施できる広さを確保します。

《子育て支援機能》

- 核家族化や地域のつながりの希薄化の中で、未就園児家庭に対する子育て支援の重要性が増していることを踏まえ、幅広い子育て支援事業を積極的に展開できるスペースを確保します。

- 地域全体の幼児教育・保育の質向上を図る「拠点施設」として整備することから、公立・私立問わず地域の幼児教育・保育施設との児童・職員の相互交流や、研修等の支援事業の実施も可能なスペースとします。

#### 《洗濯室》

- 子どもの着衣洗濯用のスペースを確保します。

#### 《保健室》

- 次の子どもに対応できる保健室を設置します。
  - ・ 体調不良児用：本園に通園していて、保育中に体調不良となった子どもの対応をするための保健室を設け、応急処置を行うための医薬品等を常備します。
  - ・ 医療的ケア児用：「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」に基づき、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である通園児童に対して、医療的ケアを実施します。
- 子どもの安静を保ち、プライバシーに十分配慮できる空間とします。

#### 《病児保育室・病後児保育室》

- 「病児保育事業実施要綱(平成27年厚生労働省通知)」に基づき、病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない子ども(病児・病後児)を保育するため、保育所(通常保育)のエリアとは完全に区分された専用スペースとします。
- 専用の玄関、手洗い場、便所等の諸室を設け、通常保育のエリアとは建具で仕切ります。
- 病児用の保育室と病後児用の保育室を分け、それぞれに子どもの静養または隔離機能を持つ安静室を併設します。

#### 《調理室関連》

- ドライシステムの調理施設とします。
- 衛生管理の観点から、食材の搬入口及び検収室は専用の入り口を設け、食材を検収室に直接搬入できるようにし、検収室から食品保管庫へ出入りできるように配置します。
- 食材車両の搬入スペースはこども園敷地内に計画します。

#### ④共用部

##### ア. 必要機能・面積

必要機能	想定面積
玄関・ホール	施設全体の3割程度の面積を想定
職員用通用口	
廊下	
階段（2階建てとする場合）	
園庭に直接出られる外階段等（2階建てとする場合）	
エレベーター等（2階建てとする場合）	
倉庫・収納	
便所	
更衣室	
合計	470 m <sup>2</sup> 程度

##### イ. 整備方針

###### 《玄関・ホール》

- 病児・病後児用と通常保育用を別に設けます。
- 通常保育用の玄関は散歩車やベビーカーを置ける広さを確保します。

###### 《廊下・階段等》

- 通行のためのスペースは、他の必要機能との併用・一体的な活用を検討し、施設全体のコンパクト化と有効活用を図るとともに、あそびの場など多機能な展開ができる空間を検討します。
- 2階建てで外階段等を設置する場合、子どもが屋外への興味を高め、スムーズに屋外活動に移れるようなものとします。
- 避難時にも利用する外階段等は、積雪等の影響を受けないようにします。

## ⑤屋外施設

### ア. 必要機能・面積

必要機能	想定面積・台数等
園庭	700 m <sup>2</sup> 以上
送迎用、公園利用者用兼用駐車場	(送迎用として)10 台程度
おもいやり駐車場(屋根付 2 台分)	35 m <sup>2</sup> 程度
送迎用駐輪場(10 台分)	15 m <sup>2</sup> 程度
管理用駐車場(主に業者用)	2 台程度
廃棄物集積所	10 m <sup>2</sup> 程度
外部倉庫	10 m <sup>2</sup> 程度

### イ. 整備方針

#### 《園庭など》

- 子どもたちが、年齢や発達、一人一人の興味・関心に応じて、自ら多種多様な遊びを見つけられる園庭とします。
- 園庭は、東側の多目的広場を利用した教育・保育の展開を考えられる配置を検討します。また、日照および適度な日陰の確保にも配慮します。
- 園庭は敷地周囲の住環境に配慮した位置とするとともに、防犯・侵入者対策、子どもたちの安全管理なども踏まえた計画とします。
- 食育活動のため、菜園を設置します。
- 園庭にはインクルーシブ教育・保育に対応した遊具の設置を検討します。
- 園庭を含む認定こども園の周囲には、外観に十分配慮のうえ、防犯・侵入者対策に柵等を設置します。

#### 《駐車場・駐輪場など》

- 公園との共用駐車場を送迎時に利用することとし、送迎時の道路渋滞や路上駐車起きないように配慮するとともに、公園利用者の利便性を考慮し、可能な限り駐車台数を確保します。
- 公園との共用駐車場へマイクロバス等が進入できるように、駐車場出入口の改修を検討します。

⑥建物合計面積

以上の想定面積を整理し以下のような施設規模を設定します。

なお、機能の集約・複合化等による空間の有効活用を積極的に検討することで、施設全体のコンパクト化に配慮します。

必要機能	想定面積
こども園園舎 小計 (A)	1,600 m <sup>2</sup> 以下
保育室	440 m <sup>2</sup> 程度
子ども用諸室	370 m <sup>2</sup> 程度
その他諸室	320 m <sup>2</sup> 程度
共用部	470 m <sup>2</sup> 程度
屋外建物 小計 (B)	70 m <sup>2</sup> 程度
おもいやり駐車場（屋根付）	35 m <sup>2</sup> 程度
送迎用駐輪場	15 m <sup>2</sup> 程度
廃棄物集積所	10 m <sup>2</sup> 程度
外部倉庫	10 m <sup>2</sup> 程度
合計	1,670 m <sup>2</sup> 以下

## 6 建築計画等の検討

### 6-1 施設整備計画

#### (1) 関係法令等による制限

認定こども園を整備するにあたり、様々な法令、基準等について検討する必要があります。そのうち建築基準法以外の法令で建物の構造、階数、耐火性能等の建築計画に影響が大きいと思われる法令について概要を記載します。

#### ①都市公園の占用利用に伴う制限

認定こども園を都市公園内に整備するにあたり、都市公園の占用許可が必要になります。設計・施工にあたっては、占用利用に伴う制限に留意しながら整備内容を検討する必要があります。制限の概要を以下に示します。

#### 《都市公園法》

##### ○法第7条関係

- ・ 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。
- ・ 認定こども園施設の敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の30%を超えてはならない。



## ②幼保連携型認定こども園関係法令に基づく制限

幼保連携型認定こども園の整備にあたっては、次の法令の規定を順守する必要があります。

略称	法令等の名称
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
認定こども園法施行令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 203 号）
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 2 号）
認定こども園法施行細則	福島市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成 30 年規則第 23 号）
幼保連携型認定こども園設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 1 号）
認定こども園教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
幼保連携型認定こども園設備運営基準条例	福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 15 号）

上記の法令に基づく主要な制限について以下に記載します。

- ・園舎は、2階建て以下を原則とする。
- ・2階に保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所）を設ける場合は園舎を耐火建築物としなければならない。
- ・2階建てとする場合、常用として屋内階段又は屋外階段のうち1つ以上、避難用として屋内階段(条例の要件を満たすものに限る)、屋外階段又は待避上有効なバルコニー等のうち1つ以上、施設を設置しなければならない。
- ・保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

## (2) 室内環境（温度、湿度、音、明るさ等）

保育室等の室内環境についてまとめられた文献を参考に記載します。施設設計の際はこれらの文献等を踏まえ、施設の快適性向上に向け、環境負荷の低減やライフサイクルコストに留意し検討する必要があります。

- 室温・湿度【参照：保育所における感染症対策ガイドライン】
  - 温度（夏） 26～28℃
  - 温度（冬） 20～23℃
  - 外気温との差：2～5℃
  - 相対湿度 60%
  
- 音環境【参照：学校施設の音環境保全規準・設計指針】
  - 室内騒音推奨値
    - ・ 静かな状態が必要とされる室
      - 保育室（午睡・休息） 35 d b
    - ・ 静かな状態が望ましい室
      - 保育室（歌、お話し、遊び、食事など）遊戯 40 d b
  - 残響時間推奨値
    - ・ 保育室、遊戯室等 0.4～0.7 秒（部屋の大きさに応じて）
  
- 室内の明るさ【参照：学校環境衛生管理マニュアル】
  - 照度：500 lx 以上

### 《参考文献》

- (ア) 厚生労働省：保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）
  - (イ) 文部科学省：学校環境衛生管理マニュアル〔平成30年度改訂版〕※1
  - (ウ) 日本建築学会：学校施設の音環境保全規準・設計指針
- ※1 幼保連携型認定こども園についても準用されます。

## (3) 防災対策

災害時の一定の保育継続を可能とするよう、以下の点を検討します。

- 蓄電池機能を有した太陽光発電設備による停電時の対応。
- 受水槽方式など、災害時の一定量の給水確保。
- 内水氾濫の想定区域に隣接していることへの配慮。

#### (4) 環境負荷の低減

施設の環境負荷低減を図るため以下の点を設計・施工の際に検討します。設備機器の選定にあたっては維持管理コストを含めたランニングコストの比較やメンテナンス性なども含めて検討を実施します。

- 高効率な設備の導入と建物の高断熱化、高气密化等の性能向上による「Nearly ZEB」以上の実現。
- 雨水・井水の利用。

## 6-2 施設動線計画

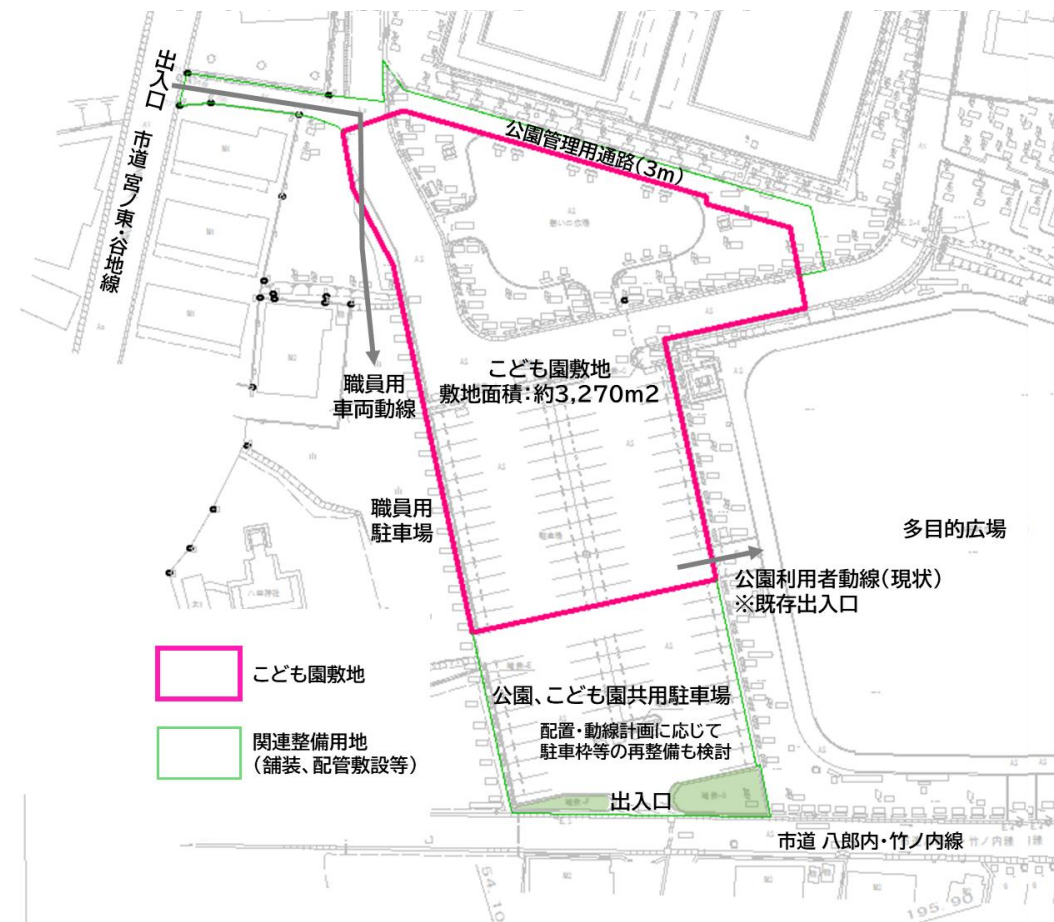
### (1) 敷地内動線計画

こども園敷地には森合運動公園の西側及び南側の市道からアクセスが可能であり、整備にあたっては以下の動線について検討する必要があります。

- 児童送迎関係 一般児童の送迎動線、病児・病後児等の送迎動線  
マイクロバスの動線
- 施設管理関係 職員動線、出入業者動線、緊急車両動線
- 公園関係 公園利用者動線、公園管理者動線

設計段階では下記の内容を踏まえて配置・動線計画を検討します。

- ① 西側出入口は小学生等の通学利用があるので、一般児童の送迎は敷地南側の共用駐車場を利用します。
- ② 職員用駐車場をこども園敷地西側に確保します。
- ③ 敷地北側に公園管理用の通路を確保します。
- ④ 公園利用者が多目的広場側へアクセスする出入口を確保します。



## 7 整備手法、事業スケジュール

### (1) 整備手法の選定

以下の理由から、発注方法を従来の設計施工分離発注でなく、「実施設計からの設計施工一括発注（基本設計のみ分離発注）」とします。

#### ①スケジュール上の理由

- 従来の設計施工分離発注方式では、令和8年4月の開園目標に間に合わず、年度当初から保育を希望する保護者へ保育を提供できないことが懸念されます。

#### ②施工上の理由

- 建設地周辺の道路が狭隘であり、施工上の制約が想定されるが、施工者のノウハウを踏まえた合理的な設計が期待できます。
- 短期間での物価上昇が懸念される場合、施工者の材料調達情報を設計に反映できるなどの対応が期待できます。
- 実施設計と並行して施工の準備を進められることから、分離発注より期間短縮が図られます。

### (2) 事業スケジュール

もりあい認定こども園は以下のスケジュールをもとに整備を進める予定です。

項目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
基本設計	→							
実施設計・施工				→	→			
開設準備						→	開園予定	

【参考資料】

1 福島市市立幼児教育・保育施設のあり方指針